

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係地方自治
関係 (第一巻)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43879

(3)

市議會選舉關係

重一課長

五三

一九四八年八月廿日

神記のうしん光

民連(兼)

(野党)

中五

昭三三二二四日現在

直和志のこの那覇市編入合併に伴う那覇市議会の選挙は二月二日行われ左記右記選挙結果は左の通り

党派別	補正選挙	旧那覇市議会	新那覇市議会議長
民主派 (友兼次派)	4	2	19
民連派 (兼次派)	9	7	18
中立派	10	4	5
無所属	2	0	0
計	31	15	44

(注) 兼次氏の市長職を去る一名は欠
五月三日
那覇市選挙事務所
来電に基き補正記載したる

外務省

至急

アジア局長

参事官

第一課長

総南連第六一五号

昭和三十三年八月七日

南方連絡事務局

長



外務省アジア局長 殿

那覇市会議員改選について

A'3.00.7-1-3

標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添写のとおり報告があったので、御参考までにお知らせする。

本信添付物

八月六日付 那第六六八号

大六九号

回覧番号
ア-1058

アジア局
32.8.8
第一課

配帖了



那第六六八号

昭和三十三年八月六日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

那覇市議改選について

四日投票、五日開票の那覇市会議員選選の結果は別添新聞記事の通りであり、反市長派は逸早く候補者の敵選、地盤の協定並びに調整を目標に那覇市政再建同盟を結成、戦線の統一化をはかり財界人、民主党、行政府等の強力を推進による臨戦態勢を堅持し、地方市長派は社大党那覇支部、人民党及び前議会に於て、市長信任派として動いた旧二日会議員との間に民主々義擁護連絡

総 理 府

協議会を結成、是亦強力を協同戦線を張り、完全に白黒対立の選挙戦を展開した。

開票の結果は再建同盟側に凱歌があがつたとしても、民主々義擁護連絡協議会側の勢力は旧に倍する進出を見るに至つた乃ち

(1) 得票数

再建同盟側 二三、六〇二票 (五四、四%)
民運側 一六、八一八票 (三八、六%)
中立側 三、〇五五票 (七、〇%)

(2) 人民党勢力

一九五五年の選挙 議員三名 得票数 三、三四九 (八、一%)
今回の選挙 議員六名 得票数 七、九九〇 (二八、八%)

(3) 新議会分野

反市長派 一七名
市長派 人民党六名 社大党二名 協力派四名
中立派 仲本系一名

那覇市議選の結果と吾の義

一 那覇市議選は同票直前の情勢から見て公平なところ再建同盟派がハイレネ、頼長派がハイレネ中五派（島美派）三名と予想され、同票結果は大巾に番狂わせと演じ、頼長派一挙に十三名を占め、再建同盟は十三名に止まり、中五一名の分野と分った。（当選者名、所屬、別表の通り）有林が初投票四百五十余票中、同盟派が五〇四票、頼長派が三六〇の得票数で得票数から云へば、頼長派が更に優位と示し、斯うして再建同盟派の十三名獲得目標は崩れた。若し新議会におくべき名の頼長派が欠席戦術に出れば不信性を提案は絶体不可態能の情勢と分った。

二 那覇市議選が頼長派立候補十三名中、十三名が選、再建同盟派立候補者九名中、七名が選と云う、頼長派圧倒的優勢に終った原因は何か。

一は軍の応援と豊富富の資金力と云うのに飛びついて、再建同盟派はわいもわいもと立候補者が押し寄せ（同盟は約三百万の資金を集め立候補者一万人あり、しかも十万人並は出た）、云へば、同盟首脳部が不と押へ切らず、立の結果に陥つたに對し、頼長派が当初から精選方針でよく統制をとっていたこと、同盟派が些か勢はやはり気味で單純に頼長打倒一本槍の看板で進め、市民による市政への方針を訴へたうとし、ほかの派に對し、頼長派は極めて地味に地味に別地盤の開拓に努め、同盟派の勢に對しては硬軟両方の柔軟戦術で市政面でも斗争方針でも市民の同情を深々とす、態度で進んだこと等の戦術上の巧みがある。

総 理 府

しかし頼長派として勝利を深せしめた最大の原因は市民の無力、権力への反撥と弱者への同情の全市民的な感情である、永い間被圧迫的民衆として暮らして来た沖縄人の「弱者被圧迫者への同情（感）は局外者への相像以上に強いものがある。然るに今度の市議選

散は軍に牛耳らる。伊井眞元、楳原三郎の要節に端を發
したものであり、遂に選挙戦に於てその方も当選主席、國場幸太郎
箱崎一即等の木が軍の腹の裏をかき、各会社筋から選挙
資金を割当せしめ、金と力に物を云はせて西木の獲得を
強要せし、軍は又背後から陰に陽にこれを支拂するのみか、
軍本座備者に直接責任を不承に割当てる等、其の横
車や干渉は頗る目に余るものあり、その裏面は市民に前
振りに感知すべし。しかも先日の布令第二四号以来、軍が民意を
無視して強引に軍用地の一括収用を強制したことは、潜
在意識的に市民の反米感情を深め、斯うしたところから、
無の権力への反感、被圧的者たる頼長への同情が、然りと
して頼長派候補者へ注がれるものと見らる。このことは不信
解散の大元と云つた伊井眞元楳原が落選したことに、当然危し
見ふた兼次佐一が全市民内の同情を不と集めて最高位で

総 理 府

考慮したことを、に見受けらる。

次の原因は、那覇市議の選挙区が全市一区であり、初めに小選
挙区的地盤割りが利かず、再建同盟が佐らに、戦的勢力
を統一するに對し、頼長派が意外多数の組織票(六十票乃至
一万票と云はる)を比較的有効に配分利用したことがある。
三自治法第百十三条によれば、市長不信任解散による新議
会の二回目の不信任決議は、三分の二以上の議員が出席して、その過
半数の決議を要する。従つて十七名の再建同盟派では、假りに
中五二名を加へても、独力で市議会を成立せしめることが出来ぬ。
此の結果、頼長派が欠席、戦術とする限り、再度の市長不信任
は到底通過し得ないこと、なつたのである。なりとて市会が絶体
多数は依然として反頼長派の中であり、此のままの勢力分野で
は、頼長市長も又同様の市政運行は出来ぬ。ここに那覇市政
は依然混迷を繰り返すこと、なつた。此の同極力、頼長排除と人

民衆勢力(軍は三八を、ソビエト共産勢力と銘打っている)抑圧に意を注ぎ、米軍、民政府としては此の意外な敵勢力の逆増は何としても思ひ付けないところである。一部には軍は必ず何れかの弾圧工作と云ふであらうと観測するものもある。例へば布令を以て「防共法」を布くのではなかったかとの説も聞かれない。併し再三の「圧迫工作の失敗」を目の赤に見せつけ、ふた軍としても、徒らに敵に口実と勢を平へるやうは、下午五時去しも去来兼ねる立場にある。余程今後には慎重にしかも用意周到に抑圧工作に取りかかると見るのが、妥当ではなからうか。

なお米総領事館筋では、今回の選挙は、米軍とは違つて、事態とか、何れも重視し、瀬長浜の進出を比較的客観的予想相心していた。その注目すべき点である。

(サイコ領事は明かに十名前後の当選)と予測していた)

総 理 府

那霸市市會議員及選者名

市長下信任次 一七名

仲宗根 根 雄

比嘉 朝 四郎

赤嶺 一男

宮城 実

渡口 震 亨

高良 一

大山 盛 幸

高良 清 二

渡口 政 行

新垣 松助

備瀬 知良

辺野 喜英 興

宮里 敏 慶

糸数 昌 剛

玉那霸 有 義

比嘉 佑 南

喜久 八 朝 重

總 理 府

市長信任次 一三名

翁 次 佐

眞栄 田 義 晃

島袋 嘉 順

石原 昌 道

瀬名 波 栄

仲 政 庸 全

儀 武 息 睦

久高 友 敏

宮城 清 三郎

上原 文 吉

浦 崎 康 華

崎 山 喜 達

中間 次

一名

平良 眞 次 郎

A3.007-1-3

総南連第 六五七号

昭和 三十二年 八月 十八日

南方連絡事務局 長

アジア局長

参事官

第一課長

外務省アジア局長

殿

那覇朝市議 改選後の市政界の動き
その他情報 送付ロケット

標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添写のと
おり報告があつたので、御参考までにお知らせする。

本信添付物

32.8.20
第一課

文書課
32.8.20
370

22月26
記帖

回覧番号
ア- 1118

那覇市議改選後の市政界の動き (その一)

一 那覇市議開票の結果市長派と名が確保さるに至った結果、新議会議長の市長不信任は不可能視されることになった。(市町村自治法第百十三条) ことには注目されるのは社大党所属兼次、浦崎二議員の市長信不信任に対する態度である。

嘗て女里委員長は正しく民主主義の立場から欠席戦術は採るべきではないとの方針を表明したことがあり、この表明が党の方針として決定するかどうかは未定である。那覇市議会に於て市長不信任案に對し兼次、浦崎二議員が如何に行動するかが注目に値することであると共に、社大党としても当面する問題である。特に今回の選挙に際し、党本部としては兼次、浦崎両氏の態度に對しては全く觸れなかった事實は両氏の行動と関連し、銘記をしなければならぬまいと。

二 那覇市の選挙結果に因る(八六年選挙の社会説)

再建同盟は共産主義者の排除、都市事業の再開、市民生活の向上

総 理 府

民主主義擁護連絡会では権力と金力の排除、祖國復帰、四原則貫徹と各々スローガンとして市民に訴へ保守革新対決を以て市議選に臨んだ。従つてこの選挙は単に那覇市政に對する市民の関心の外に広く琉球政治の在り方にも関連した市民の批判でもあったと見らる。選挙の結果が市政に及ぼす影響は市政の混乱と混乱が招来さるはしむかといふことであり、大軍民内政府及び金融機関から見放さる市長の下が如何にして市政に活路を見出すかと云うことだ。殊にその勢力が倍加した今日瀬長市長が愈々非協力に蓋を閉ぢることは、那覇市建設の前途は暗々たるものがある。従つて那覇市にとっては今度の選挙の結果は半放しで歓迎するものではあるまい。沖縄の現実は小が好む、好まぬの如何に拘はらず米國の援助が必要であるが従来よりも此援助の可能性は薄くはつた。那覇市の今後が大に關心される。

三 瀬長市長は吾記者団と会見、今回の選挙は市民が市長不信任は不ありであるとの結果を示した。今後市民の支持によりて落着いて市政

と担当したと談話と発表した。

四 那覇市議選挙は何とモヒラセカ(八七)河瀬タケハス社説

保守と革新の対立というところでは、割り切り判断とすることは危険だ。革新派の旧に倍する進歩に大きな関心をもたれる。

革新派の勝利というべきも、領けるがその半面選挙自体の政治的訓練の未熟さが指摘される。更に当回主席を始め、行政権と担う人々は今度の選挙結果について反省すべきであらう。

何がどうせせむか特に保守派の人々にとっては大きな課題であらう。

五 今度こそ市民に信を向う(八七)河瀬タケハス社説

市民は保守革新両派の勢力接近による生かす確執や保守が担う市長排除のために展開される。どうも市会の乱線に如何に対処するか市民の課題である。同様に明け暮れる市会には市民にとって迷惑物である。市長に対する市民の真の意味の信不信は来るべき市会とめぐって判断の度えりメドつくものであると考へる。

総 理 府

六 民政府は六日主席に死に先きハエミ台に火宮復旧対策費として那覇市小祿(約七百万円)と首里(約四百万円)の道路工事への資金金支出を停止する措置をとったこの文書と送られて来た。二不に対して当回主席は今度の那覇市議選挙の結果とも関連して民政府の措置だとして

いる。

七、再建同盟では六日当選全議員が召集今後の市会開華等について話し合ひ、今後は頼長市長打倒に向って戦う声明書を発表した。

八、頼長市長は六日来るべき九月三日の新議会に対処すべく関係部課長と予算編成について協議し更に再度銀行側に対して起債について折衝し基本方針と樹立する準備と始めた。

九、再建同盟の使命は重大(八六)河瀬新聞社説

選挙の結果、那覇市民は頼長市長を信任した。したがって問題は頼長市政の今後の展開如何にありう。従って市民による審判には未だ疑問もたれる。頼長市政の今日迄の在り方からすれば、頼長市長への信頼は

生来のいふ所にも拘らず、人民党勢力の浸透は否定できぬ。これこそ今度の選挙が教えた唯一のものである。再建同盟の如き新しい組織の必要性も此点から大いに要請される。我々は人民と対決する組織の強化と容共勢力の駆逐を宣明し、速やかに実践に移すべきことを要望する。

五 那覇市議選挙に因り (八六 琉球新報社説)

市会の上では少数派であるも従来二倍以上及び勢力を得たことは、頼長派の大半は勝利というところから、事茲に至るにつれては色々考へて置くものがある。先づ演説会が大きな効用を興えたことがあげられる。この浮動票を組織力によって集めるところに勝因の一つがあらう。対米的能力に對する人々も否定できぬ。何れにしても、頼長市長と進んでおき、この差し当りで争ひにこたへた。従って政争は愈々泥沼化する惧れがあり、うしろの混乱が何と生むかは今日誰にも予想はできぬだらう。

二 沖縄の事能分責任の所在 (八七 琉球新報社説)

市議選挙の結果アカタは愛國民主勢力の勝利と伝えているが、

総 理 府

その表現の是非については觸れぬが、頼長市長が基地沖縄の唯一の相手として小英雄視をなしている向きがあることは事実の通りだ。此英雄をつくり上げたりは誰か、それは琉米双方の政治家達の無能と無智である。特に民主党や社大党はその責を負うべきであらう。

三 何処へ行か社大党 (八七 沖縄新聞社説)

新議会での市長不信任案の成立は社大党所屬議員の態度如何であり、両派が信任不信任を決定する議会で出席するか何うかが、ある、今やこの両派は出席拒否の公算算が大きい。これを社大党が認めるとどうなるか、その勤さが注目される。そのために社大党は合田の選挙を契機として、党の性格を打ち直し、打ち出さざるを得ぬ。この打ち直しは、民主主義の美名の下に、共産主義の種子を播き散らすのでなく、沖縄を共産主義から守る防破提たることを要望する。

COPY

2 Aug. 1957
Morning Star

INTERFERENCE FROM JAPAN

Who is interfering in whose election?

During the current election campaign for a new Naha city council, Kamejiro Senaga and his followers have been particularly strident on the point of outside interference.

The election, they say, is an internal affair concerning only the city of Naha and as such, the United States has no right to exert influence for or against any candidate.

For the sake of argument lets assume that Senaga is correct.

In that case, isn't Senaga violating his own principles when he boasts that he has just received 100,000 leaflets supporting his candidates from a group of communist organization in Japan?

If the Naha city council election is an internal affair which does not concern the United States, then there are no reasons to assume that the election is of any concern of the Japan communist party either.

It is unlikely that the opportunistic Senaga will be moved by any logic which is likely to handicap his own cause which is to deliver Okinawa to his communist masters.

Again, for the sake of the record, lets look at the Naha city election and see what principles are at stake.

Assuming the election is purely a domestic one, the candidates represent at least two violently opposite groups.

The basic question is simply, who can do the best job of rebuilding Naha and who can employ the skills of the Naha population to the best advantage to both the Naha people and Okinawan in general?

The opponents of Senaga say that they can do more for Naha and its people because they have the money and the long range plan for rebuilding the city and employing its people.

Senaga has avoided this question and has based his campaign on emotional factors which have no bearing on the question at hand.

He has urged his followers to vote for reversion of Japan to Okinawa. That question is not before the voters.

He has urged his followers to vote for the death of the lump-sum payment plan. That plan is not subject to vote.

He has implored his followers to vote against atomic bombs, "American imperialism," war mongering and a long list of subjects which are the standard demands of communist line organizations.

He has not said what he could do for Naha or the voters there.

In his election campaign Senaga has had the direction and now the financial support of the Japan communist party.

Senaga and the communist party are interfering in the domestic election which is being held in Naha.



A'3007-1-3

アジア局長

總務參事官 第一課長

總南連第ハシシ号

昭和三十一年十月八日

南方連絡事務局 長

外務省アジア局長

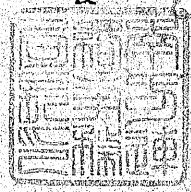
殿

那覇市議改選後の政界の動き送付の件

標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添写のと
おり報告があつたので、御参考までにお知らせする。

本信添付物

そのほかあり



回覧番号
ア-1330

封了

那覇市議改選後の政界の動き (その六)

一、十七日の那覇市会は十九名が去席(民連側三名去席)市長の施政方針を聞くことになって、正が比嘉朝四郎議員から市民に不信感未だ議員長の施政方針は聞く必要なしとの勸議が可決され、施政方針演説は印刷物によることとして省略された。

二、欠席議員と不信決議会成立定数から用が去すことを目標とした市町村自治法の一部改正要望を受け、行政府は直ちに右陳情の趣旨に添って市町村自治法の一部を改正することを決定し、立法院に直ちに改正立法勸告を發した。

三、十七日行政府の市町村自治法の一部改正の立法勸告を受け、立法院議会運営委員会は今会期中に提案するか否か近く検討し、度い緊急提案の形でも出す可能性はあるとしている。然し、不正に對し各派とも女子性を欠くとした見方が強くと去は外星行政法務委員長は懲戒処分とした議員は定足数の中に加えないというが、女子は女子でなく勸告の趣旨に添って改正することは考へ、小島が改正せずとも不信提案は可決できるとの見方をしている。

総 理 府

四、市長不信提案と地方自治法改正 (九八、沖縄新聞社説)

瀬長市長退陣の方法として同盟派は市町村自治法一部改正を要請する決議をした。琉球全域にまたがる法が瀬長市長の退進退によつてゆすぶられると云ふことは余りにも大げさだ。又同盟派の苦悶の策本ど云へば無理かりぬと云ふことも考へ、入るし、当然の策本とも云へよう。琉球基地内の共産主義と同調する者を退ける意味で琉球に刺さるやうな制度改革は認め、小島もよいではなからうか、然し自治性が瀬長市長の何を対象として制定されたものでないところには問題がある。当然主席は考へ慮すると云う。立法院は、不を如何に処理するか問題は重大であり深刻である。我々は全市町村の健全なる発展のため慎重に事を運んで入ることをのぞむ。

五、瀬長市長は十八日市長の第三回任命を發令した。

六、真和志市会は臨時議会議を十一日に開き、那覇市との合併促進を主席として申入ることを決定すると共に、高良那覇市会議長に対して合併問題について両市全議員の話し合い方を申入る。

七、琉球政府では市町村自治法の一部改正について那覇市議会の決議による要請があったので、十七日民政府の口頭による諒解を得て改正案を立法院に勧告したが、この改正法案に対して民政府は十八日主席記者翰で右自治法改正の提案には異議はないと正式に承認した。

八、混乱の那覇市政と地方自治改正案（一九一九年）
琉球政府は那覇市会から提出した地方自治法改正案は、各町ごととして立法院に勧告した。市町村の基本法が簡單に改められるものとは思はず、但し、此場合條例の不明とたゞす旨の意味もあり、かつと田心は、自由軽率に自治法の改正は慎しむとの議論もあるが、これを進行行はねば自由市民として大に争うべしである。市長不信任、信任の決が採らるる那覇市政は麻痺状態から脱することができ、それが地方自治法の改正で

総 理 府

可能であれば市政に曙光がさしたとも云へる。故に地方自治法改正案の立法院通過は切望される問題である。

九、十九日民連側兼次、浦崎両議員は高良議長を訪ひ、真和志市との合併問題について、民連側の意向を伝えると共に、議会運営について懇談した。民連側は合併は公約であり、全面的に賛成であり、真和志市との話し合いには何特でも応じる態度を示した。

同盟側は十九日合併問題を協議、懇談の日特、方法等について決り、真和志市に回答することをした。同盟側は合併は仕期中に必ず実現させるつもりであるが、合併と瀬長市長退陣のための具に供することについては反対の意向が強く、市長退陣は能くも不信任の形でもって行なう。特に旧市側系側では対等合併に反対のようである。高良那覇市会議長は十九日、真和志市との合併は全議員賛成であるが、対等合併は行ない方がよいと森田真和志市会議長にも依って

おのり時期は早し程よりが那覇市はそがより先だ解決すべき市長不
信任問題がある。合併に於て真和志市との話し合ひは応ずるが具体
的問題に觸れるのは未だ後のことだ。不信任は今会期を逸すると困難
に陥るので会期を延長してでも是非実現する。

二 地方自治法の改正に望む (九三〇 沖縄タイムス社説)

那覇市会の決議によつて去席停止の徴罰を科せしかん議員の取り
扱ひに於ての改正要請があつたが地方自治の精神を守り肝心の地方自
治を侵害しない建前での改正案に於て慎重に取り扱つてもう一度、
瀬長市長問題は那覇・真和志両市の対等合併による解決こそ
最も合法的であり筋の通る方法であると信じている。

三 高良議長は二十日瀬長議長と会談 (二十日迄の会期での議案処理は不可
能であり会期の延長は必要であるから十月分り暫足豫算を組むよう
申し入れた。瀬長市長は三ハを承諾し、二十日の本会議に上程できるよう
考慮すると回答したと。

総 理 府

三 真和志市会は臨時議会の議決により那覇市との早期合併に於て意
見書を主席に提出することに決定した。

四 琉球政府は二十日緊急移民送去計画会議を同催、那覇市長が発
行したブラジル移民の善行証明書(前科がないこと及び思想的に穩
健であることの証明)に於て対策を協議した。問題は七日本土から帰
つて来た海外協会会長縮嶺一郎氏が駐日ブラジル代理公使ホルト氏と
会談した際、河津の移民は共産主義市長の発行する善行証明によつ
て送り出されてゐるがブラジル國は不承認の旨と警告したのによつて
移民送去計画協議会の結果、新しくたに移民送考の基の方針を決
めることにしたが、差し当り来月十七日出版の第三次オリビア移民対して
は再調査の上善行証明書は政府が発行することに決めた。
五 右に於て瀬長市長は未だ聞けておらぬが、調査の上で何と何とも云へぬ
市会同会中縮嶺一郎氏からもち出されて来たことだつてはその裏に
政治的に臭いものがあると申すつと切つて。

那覇市議政選任の政界の動き (その七)

一 立法院行政法務委員会は三日市町村自治法の一部改正案を検討し
てきに那覇市会から陳情のあった不信任議会の定数改正に就くは
重要は案件は多数議員の出席を必要とするとの理由をつけて却
下するに決定した。

二 那覇市議会は三日再度開会が再度三日自道休会と決った。

三 高良議長は三日瀨長市長及び兼次議員と市長室で混戦した市
会の收拾策について話し合つた。会談の内容は明らかになつてはしが高良
議長の個人的復讐木として一月に真和志市と合併することを今議会で
議決する前提として市長は今議会中に辞職してもらい度いとの意
味の申し入れをした。これに対し瀨長市長は私個人は辞めるのは容易だが
民連側議員が承知しないだらうと拒否したと。
又兼次議員は向米が夫々具体案をもちよつて校討を加えることを提議案
した。結局結論を得ないままに終つた。

総 理 府

その後同盟派は琉球本元に集り協議したが旧当関係議員は罷りま
も不信任先述を固執し合併問題はその後のものとして不信任強行の
能く度を見せている。

四 都市合併を促進せよ (琉球新報社説)

市町自治改正案の却下は再び問題が振りまはれた形だ。
かこい小は予党側の欠席戦術に対し野党側としては現行法の解釈
に合理性を求め去席議員及び瀨長市長不信任案を強引に通過
させ、後は行政裁判の判決に待つということも想像されるが相当の日数
を要することは明らかである。

此現状打開の一として真和志市との早期合併も依はり真和志市では臨時
議会の議決によつて早期合併について主席に意見書をも提出している。
此問題は市長も議員も公約したものであるが時期は別として合併自
作には誰の異論はない。今日多数を擁する野党側の打つ手は不信任
案強行が真和志との合併実現かの何かであらう。然しこれを合併とする

と対策が編入か意見が対立し特期の問題も絡んで未解決のまま今日迄放置されてゐる。合併の形式や特期の問題は市長や議員の政治的思惑から来るもので市民は正して問題にして貰ふべきことと承知すべきである。我々は両市の合併を實現し対市長選挙へと選挙に促進されることとを望むものである。

五瀬長派は市民の判定に信を向え(丸三西琉球新報社説)

那覇市会現在の事態は瀬長派と反瀬長派との共同責任のものがあつた。両派がその責任の負ひを合意するならば、両派とも市民の非難を買ふことは必至である。

今回の那覇市議の選挙は市長不信任決議に端を發してゐる結果は反市長派が多数を制してはいるが、市町村自治法では定員の2/3以上の出席がなければならず、両派に各々合法的な理由を失はせざる。異議は両派の立場を一つに集束に合はせることは市長選挙を遂行すること以外に方途はない。

総 理 府

さへば瀬長派が市政の停頓を好まないといふは不信任案を通過させて市長選挙を信を向うことであらう。尚、行をなすに於て真和を市との合併を實現すは一層結構なことである。

六議員としての自主的な立場(丸三西琉球新報社説)

市会はその局派と反局派とから三名宛の委員をあげて議会運営を研究するよう決めらるゝ。進言として当然の態度である。新聞報道によると反局派は月曜会を結成し、再建同盟の支援を及ぼす。一方では議員としての自主的な活動をしようとする者も少なくない。これは議員として独自の存へ方のようにも受けとるべきで同盟のようは団体や結社の圧力を免れんとする反省のややえにはらう。市会が市民の進言であり乍ら他から溢りに指図を受け行動することは半面自主性のない行き方である。自治体の常識に反する疑も出て来る。当局派にも同様はバックがある限り、此是は同じ。我々は市民の市会がはくはることを畏れる。今日のやうに市会が混乱している限り、さうあたりで議員の

自主的態度というものをソロク決めてかかることが切望される。
七、那覇市会は二十七日合同委員会議案審議を行った後本会議に
切り換へ市長提案の再専決処分承認を求め議案を承認した
がその中で区設置條例の専決処分対しては之を廃止する條例を可
決した。

八、那覇市会は十九日が出席会期を更に四週間延長することとした。
九、瀬長市長は昨日の議会で区設置條例を廃したことを不服として
理由を附して再議を求めたこととした。

総 理 府